

令和4年中の「人権侵犯事件」の状況等について

1 全国の状況

令和4年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

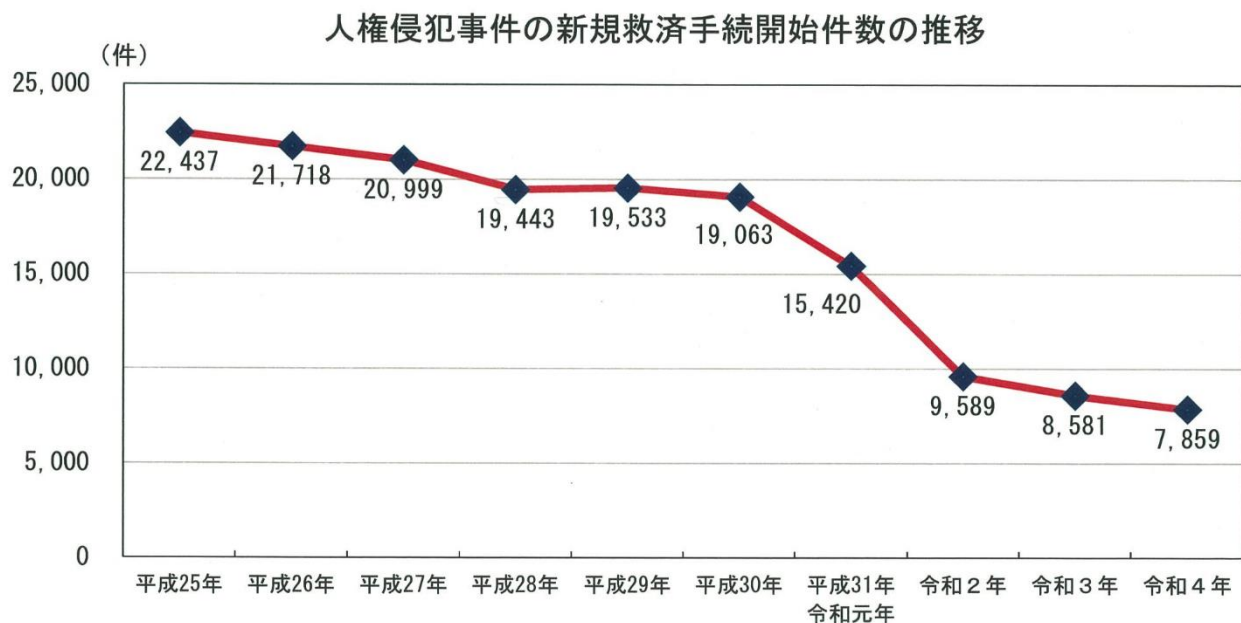
令和4年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和4年の主な特徴】

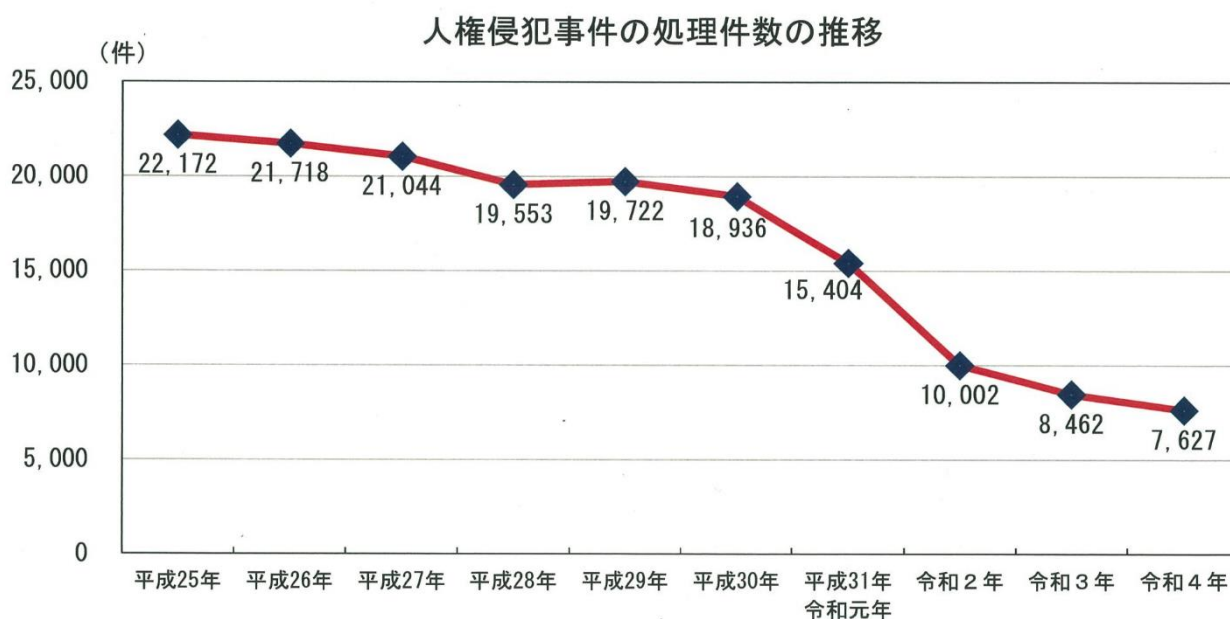
- ① 令和4年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、7,859件、処理した人権侵犯事件の数は、7,627件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,047件であり、全体に占める割合は、13.3%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,721件であり、高水準で推移している。

1 人権侵犯事件数の動向

（1）新規救済手続開始件数



1 人権侵犯事件数の動向 (2) 処理件数



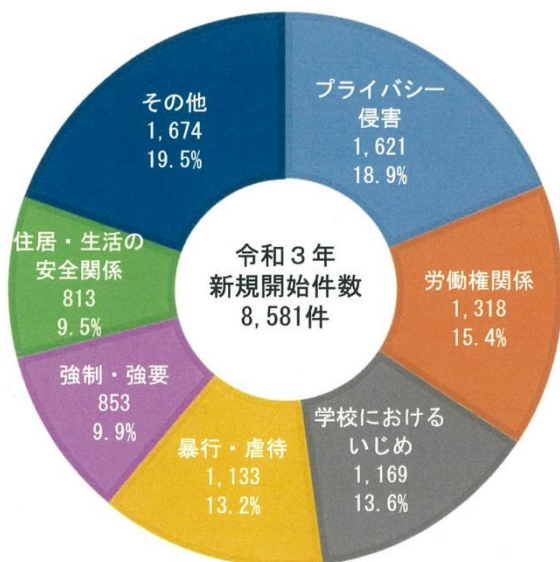
1 人権侵犯事件数の動向 (3) 新規救済手続開始件数推移の動向・分析

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が減少した要因については、一概に判断することは困難であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触の機会が減少していたことに加え、事件の端緒となる人権相談に関し、対面型の人権啓発活動を通じた相談窓口の周知を十分に行うことがここ数年の間、困難であったことの影響が考えられる。

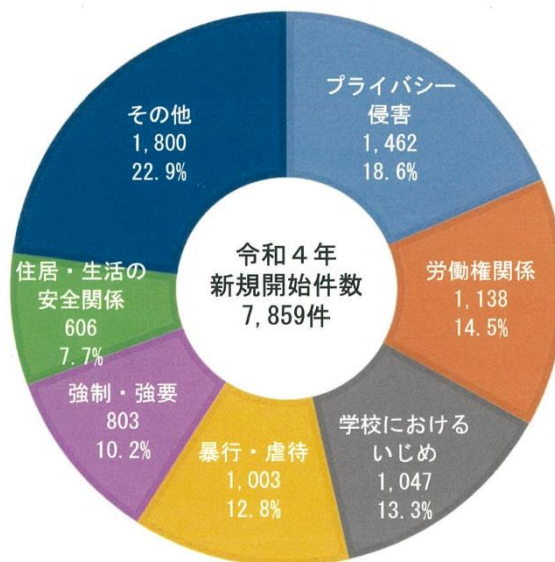
また、全体として件数が減少している中で、学校におけるいじめについての新規救済手続開始件数が全体の13.3%を占めるほか、インターネット上の人権侵害情報についての新規救済手続開始件数が依然として前年までと同じく高水準であることは特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）

令和3年

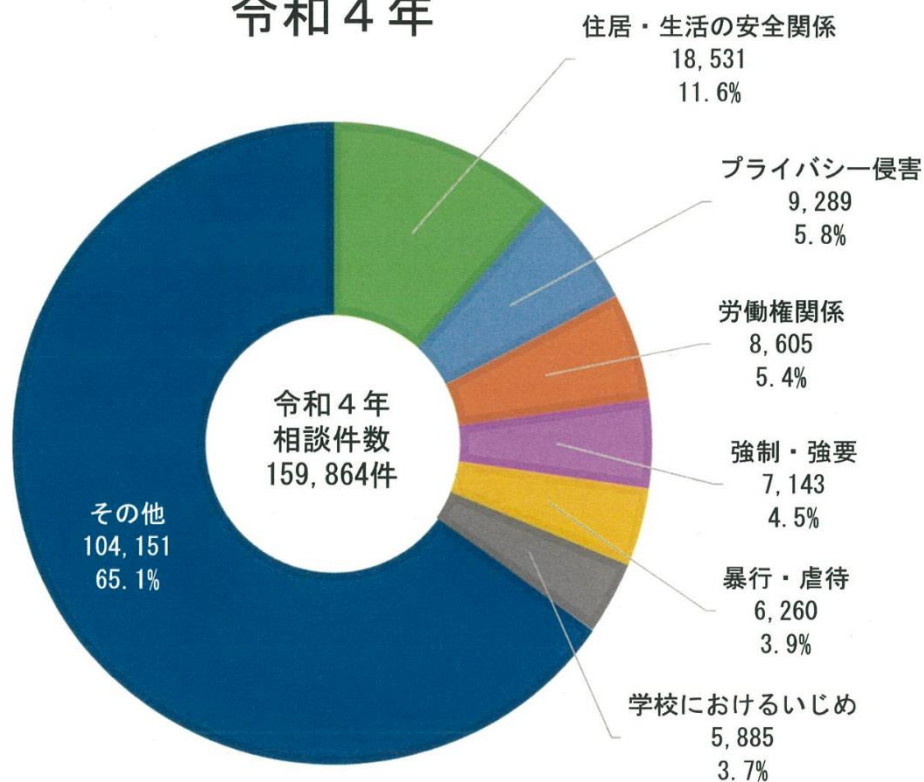


令和4年



（参考） 人権相談の種類別構成比

令和4年



2 岐阜地方法務局管内（県内）の状況

法務省の人権擁護機関である岐阜地方法務局が令和4年1月から令和4年12月までの間に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は、次のとおりである。

(単位：件、()内は構成比・%)

件 名		令和4年		令和3年
救済手続き開始総数		235	(100.0)	200
	特別公務員・教育職員・刑務職員・その他の公務員による人権侵犯事件（学校におけるいじめを含む）	32	(13.6)	22
	私人間の人権侵犯事件	203	(86.4)	178
事件の傾向（内容）				
	行政・教育機関等における人権侵犯			
	特別公務員による侵犯（警察官によるもの）	1	(3.1)	0
	教育職員による侵犯	4	(12.5)	6
	学校におけるいじめ	15	(46.9)	12
	その他	12	(37.5)	4
	私人間の人権侵犯事件			
	暴行虐待（夫の妻に対する暴行、児童虐待等）	25	(12.3)	23
	差別待遇	35	(17.3)	21
	プライバシーに関する侵犯 （うちインターネット等によるもの）	24 (18)	(11.8) (8.9)	51 (44)
	労働権に対する侵犯	34	(16.7)	30
	住居・生活の安全に関する侵犯（騒音をめぐる近隣間の争い等）	39	(19.2)	22
	強制強要	41	(20.2)	26
	その他	5	(2.5)	5

【前年と比較して】

・差別待遇の増加	35件（前年 21件）
・インターネットに関する人権侵犯事件の減少	18件（前年 44件）
・住居・生活の安全に関する侵犯の増加	39件（前年 22件）
・強制強要の増加	41件（前年 26件）